

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての文書回答

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

## 1. 安心できる介護保障について

## (1) 介護保険について

## ①介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

(回答) 第4期老人福祉計画・介護保険事業計画にて、2011年度までの介護保険料は検討中です。しかし、要介護認定者数及び介護保険サービス利用者は増加していますので、そのことも勘案して保険料は決定されると考えます。

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

(回答) 清須市は保険料を決めるにあたり、所得段階6段階方式を取り入れ、低所得者に対し基準額より最大50%減となっています。無年金者(大正5年以前生れの方)には、老人福祉金を支給しています。また、外国人高齢者(大正15年以前生れの方)の無年金者には、外国人高齢者福祉手当を支給しています。

## ②利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

(回答) 所得に応じて、一定額を超える場合は高額介護サービスの支給制度があり、それ以外は考えておりません。

## ③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

(回答) 国の指針に基づき医師の所見があれば、申請に基づき認めています。

## ④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

(回答) 特別養護老人ホームについては、尾張中部福祉圏域の2市2町で協議していきます。また、地域密着型サービスについては、介護保険事業計画に基づき事業者参入を推進します。

## ⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(回答) ケアマネージャーへの研修は定期的実施しています。労働条件等についての支援は考えておりません。

## (2) 高齢者福祉施策の充実について

## ①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(回答) 清須市は、昼食及び夕食の1日2食を週5日提供しています。(土・日の希望については業者を紹介)なお、料金については、原材料の高騰もあり業者から値上げの要望が出ていますので、検討が必要です。

また、会食会は、地域等でサロン事業としてボランティアにより実施されています。

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援

(回答)地域巡回バスがあります。料金は1回100円です。

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

(回答)老人福祉センターなどを、自由な高齢者のあつまりの場として提供しています。

### (3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

(回答)65歳以上の要介護認定者(要介護1以上)が対象です。すべての認定者を対象にする考えはありません。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答)65歳以上の要介護1以上の方の認定結果通知に記載していますので、改めて通知の予定はありません。

## 2. 高齢者医療の充実について

①福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

(回答)ひとり暮らしは実施済みです。対象者の年齢を70歳に引き下げるについては考えていません。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

(回答)後期高齢者医療については、愛知県の広域連合で資格管理事務を処理するため、本市独自で特段の取り計らいをすることは考えていません。(十分な納付資力があるにもかかわらず、特段の事情もなく長期間保険料を滞納している方が対象となります。)

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

(回答)財源的なこともあり、県制度で実施したいと考えています。

④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

(回答)75歳以上の方には、高齢者健診を実施しています。さらに福祉カード(65歳以上)を発行し、市のスポーツ施設等の利用優待を実施しています。

## 3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答)福祉医療全般のニーズと、近隣市町の動向を精査しつつ、慎重に検討してまいりたいと思います

②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

(回答)現在、産前についてのみ5回まで無料としています。回数増については、財源的な面から直ちに実現することは難しいと考えています。

#### 4. 国保の改善について

##### ①保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

(回答)今後、清須市国保の財政状況等を考慮し、慎重に検討したいと考えています。

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

(回答)現在のところ考えていません。

ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

(回答)現在の基準の範囲内で対応したいと考えています。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答)現在の基準で対応したいと考えています。

##### ②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

(回答)現在のところ資格証明書の発行はしていません。短期保険証についても正規の保険証と変わりありません。

イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

(回答)収納課の窓口で納付相談を十分おこない、その判断の基、短期保険証の発行を決定しています。

##### ③65~74歳の保険料(税)の年金天引きは、行わないでください。

(回答)原則年金から天引きですが、納付方法変更可能者には個別に通知をしました。

##### ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。

(回答)生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対し減免しています。(平成20年8月1日施行)

#### 5. 障がい者施策の充実について

##### ①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。

(回答)市独自の軽減制度(資産要件の撤廃)を設ける予定はありません。

##### ②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

(回答)利用者負担について、補装具には市独自の軽減制度はありませんが、自立支援給付に係る利用者負担額と地域生活支援事業(日常生活用具給付等事業及び助成事業を除

く。)に係る利用者負担額を合計して法律の定める限度額とする、市独自の軽減制度を設けています。

③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

(回答)第2期障害福祉計画の策定にあたり、障害者手帳(身体・知的・精神)所持者全員へのアンケートを7月に実施いたしました。また、障害福祉サービス事業者や障害者団体へのアンケートを9月に、市民へのパブリックコメントを来年1月に行う予定です。これらの結果を第2期障害福祉計画の策定に反映して行く予定です。

## 6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

(回答)自己負担金について・・・特定健診については、自己負担金は無料です。がん検診については、自己負担金を検診項目ごとに、実費の1/3程度の負担をお願いしています。歯周疾患検診についても、同様に負担をお願いしています。無料化については考えていません。実施時期について・・・特定健診については、40～64歳の方については、個別医療機関委託及び集団検診とし、65～74歳の方については、集団検診としています。実施期間については保健指導の関係もあるので、通年は考えていません。がん検診等については、費用の面から集団検診で実施しており、個別医療機関委託や通年化は考えていません。ただし、子宮がん検診については、名鉄病院に委託しています。

②歯周疾患健診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の健診は必ず実施してください。

(回答)満40・45・50・55・60・70歳の方についての検診は無料で、個別医療機関に委託し、通年で実施しています。

## 7. 地方税の徴収について

①地方税の年金天引きを行わないでください。

(回答)地方税法第321条の7の2において、公的年金等所得に係る個人住民税については、年金から「特別徴収の方法によって徴収するものとする」と定められているため、年金から天引きせざるを得ないです。